

参加
無料

個別無料相談セミナー

2021 10/21 (木)

自社の副業解禁を検討している企業の皆さま必見！

副業解禁の 基準・規則の作り方

【場 所】 サンフォルテ会議室302号

富山市湊入船町9番1号

【講 師】 社会保険労務士法人池田事務所
代表社員 特定社会保険労務士
池田 悦子氏

【時 間】 13時～17時

【定 員】 先着10社程度

【申込期限】 10月15日 (金)



副業を行っている労働者やその希望者は、年々増加傾向にあり、厚労省モデル就業規則の改定を含め、社会全体として副業推進の機運が高まっています。特に、コロナ禍においてこの傾向は加速しています。企業側にとっても、副業解禁を行えば、人材の流出防止や優秀な人材の獲得につながるといったメリットが期待されますが、その一方で労働時間管理や健康管理、機密保持など注意すべき点もあります。

この個別相談セミナーでは、今後副業解禁を検討される企業を対象に、企業が副業を解禁するにあたってまず検討が必要になる下記3つの分野を対象を絞り、実務に長けた当地社会保険労務士が具体的な相談をお受けいたします。

①就業規則案の作成 ②副業許可の要件 ③秘密漏洩対策

感染対策を万全にしてのリアル相談会です。副業をどのように取り扱うかをご検討の企業の方のお申込みをお待ちいたします。

【申し込み方法】 下記をご記入いただきメールでお申込みください。

- ①企業名 ②住所 ③担当者名 ④担当者所属・役職 ⑤電話番号
- ⑥E-mail ⑦相談内容 (具体的な相談内容をお書きください)
- ⑧申込先 e.shinmachi@job-suishin.ne.jp

*お申込み、お問い合わせは担当：新町まで

主 催

富山県人材活躍推進センター 富山県プロフェッショナル人材戦略本部

〒930-0805 富山市湊入船町9番1号 とやま自遊館2F Tel: 076-411-9156 Fax: 076-411-9184

副業解禁される際に必要となる副業許可申請書や就業規則等について、具体的にご相談に応じます。必要に応じ自社の就業規則や副業基準書等があればご持参ください。

副業許可申請書

____年__月__日

株式会社 ●●
代表取締役 ●● 殿

(部署)
(氏名) _____ 印

私は、就業規則第●●条に基づき、下記のとおり副業の許可を申請いたします。

記

- 1 副業の契約形態 雇用 (→2へ) / 非雇用 (自営、フリーランス等) (→3へ)
- 2 雇用形態による副業の場合
 - (1) 副業先の名称等 名称 _____ 業種 _____
本店所在地 _____ 電話番号 _____
 - (2) 勤務予定場所 _____
 - (3) 従事する予定の業務内容 (職種等) _____
 - (4) 勤務予定期間等 無期: ____年__月__日~
有期: ____年__月__日~____年__月__日 更新可能性 無/有
 - (5) 副業先での地位 管理監督者/管理監督者ではない
 - (6) 副業の労働時間制 通常/変形労働時間制/フレックスタイム制/裁量労働制
 - (7) 所定労働時間 ____時__分~ ____時__分 (週 ____時間予定)
休憩: ____時__分~ ____時__分
所定時間外労働 無/有 (見込み: 月 ____時間, 最大: 月 ____時間)
 - (8) 週の所定労働日数 ____日 (曜日: _____)
 - (9) 法定休日 ____曜日/定めなし
- 3 非雇用形態による副業の場合
 - (1) 副業の内容 _____
 - (2) 副業を行う期間 ____年__月__日~____年__月__日予定
 - (3) 副業を行う日・時間 ____曜日、____時間程度
 - (4) 副業を行う場所 _____
- 4 その他
 - (1) 副業を希望する理由 (差し支えなければ) _____
 - (2) その他特記事項 _____

以上の内容に変更が生じた場合は、直ちに●●まで、お知らせします。就業規則第●●条に定める事由があった場合、副業許可が取り消される場合があることを、了承します。

添付書類 求人票、秘密保持誓約書

以上

就業規則案（副業に関するものに限る）

（副業・兼業）

第●条 従業員は、次条以下に従って会社の許可を受けた場合、勤務時間外において、他の会社等の業務（以下、「副業」という）に従事することができる。

（副業の申請手続き）

第●条 従業員は、副業を行おうとする場合、事前に、会社に所定の申請書および所定の資料を提出し、許可を受けるものとする。

2 従業員は、(a) 副業先から労働条件通知書を受領した場合、および (b) 副業に関する書類の提出を会社から求められた場合、速やかに会社に提出するものとする。また、従業員は会社の副業に関する質問に対して必要な報告を行うものとする。

3 従業員は、副業申請の先後を問わず、会社から、会社所定の管理モデルにより副業を行うことを求められた場合、これに応じるものとする。

（許可基準）

第●条 会社は、従業員から前条の申請を受けた場合、次の各号のいずれにも該当しない場合は、これを許可する。許可にあたり、会社は条件を付すことができる。

- ① 労務提供上の支障がある場合またはそのおそれがある場合
- ② 従業員の健康に問題を生じる場合またはそのおそれがある場合
- ③ 企業秘密が漏洩する場合またはそのおそれがある場合
- ④ 会社の名譽や社会的信用等を損なう行為もしくは信頼関係を破壊する行為がある場合またはそのおそれがある場合
- ⑤ 競業により、企業の利益を害する場合またはそのおそれがある場合
- ⑥ 許可申請にあたり、必要な書類または情報を会社に提出しない場合
- ⑦ 会社所定の管理モデルの使用に関する合意書に合意しない場合もしくはその内容を遵守しない場合またはそのおそれがある場合
- ⑧ その他、前各号に準じる事由がある場合

2 会社は、前項の判断にあたり、従業員に対し、副業予定先での勤務条件に関する書類または事業内容もしくは業務内容等に関する書類等の提出を求めることができる。

3 会社は、副業を許可するか否かの判断結果について、書面にて従業員に通知するものとする。

出典：当本部令和3年8月27日実施セミナー

「中小企業副業解禁に関わる留意点」資料より抜粋

(報告等)

- 第●条 従業員は、許可を受けた副業に関して副業開始日が決定した場合、直ちに、会社に報告するものとする。
- 2 従業員は、副業の勤務時間または勤務状況等について、所定の様式に従い、会社に報告するものとする。
- 3 従業員は、副業に関し、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、直ちに、会社に報告するものとする。
- ① 第●条（副業の申請手続き）第1項の申請書または所定の資料記載の内容に変更が生じた場合
 - ② 第●条（許可基準）第1項各号の不許可事由の全部または一部に該当することとなった場合
 - ③ 第●条（許可基準）第1項の許可の条件を満たすことができなくなった場合
 - ④ 副業先を長期欠勤、休職、退職もしくは退任する場合または副業を廃業等する場合
 - ⑤ 副業先において、業務上負傷または疾病にかかり、副業先を休業する場合
- 4 従業員は、前3項の報告にあたって、副業に関する書類の提出を会社から求められた場合、速やかに会社に提出するものとする。また、従業員は会社の副業に関する質問に対して必要な報告を行うものとする。
- 5 会社は、従業員の副業に関する報告を受けて、必要があると判断した場合、従業員と協議の上、従業員に対し、会社の業務の変更、時間外労働の制限、勤務時間および勤務日数等の勤務条件の変更等を命じることがある。

(許可の取消し)

- 第●条 会社は、従業員に副業を許可した場合でも、次の各号のいずれかの事由が生じた場合、許可の取消しまたは条件の変更をすることができる。
- ① 第●条（副業の申請手続き）第1項の申請書または所定の資料記載の内容に変更が生じた場合
 - ② 第●条（許可基準）第1項各号の不許可事由の全部または一部に該当することとなった場合
 - ③ 第●条（許可基準）第1項の許可の条件を満たすことができなくなった場合または条件に違反した場合
 - ④ 第●条（休職）第●項に基づき、会社が従業員に私傷病休職を命じた場合
 - ⑤ 副業を行うにあたり提出した誓約書または秘密保持誓約書に違反した場合
 - ⑥ 第●条（服務規律）第●項各号に定める事項に違反した場合
 - ⑦ その他、前各号に準じる事由がある場合
- 2 会社は、従業員が、第●条（許可基準）第1項各号の不許可事由に該当しているおそれがある場合または第●条（服務規律）の規定に違反しているおそれがある場合、当該事実に関する調査を行うことができ、従業員はこれに応じるものとする。
- 3 前項の場合、会社は、副業の許可につき、許可の一時的な取消しまたは条件の一時的な変更をすることができる。

出典：当本部令和3年8月27日実施セミナー
「中小企業副業解禁に関わる留意点」資料より抜粋